

都城市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 宮崎県都城市

事 業 名 : 都城市農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和63年4月1日 (37年経過)	法 適 ・ 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	1,202.09人/k㎡ (令和5年度末時点)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	12処理区 (上水流、安久、平田、麓、中原正近、下富吉、横手原中、桜木宝光、石山、竹脇、万ヶ塚、町倉処理区)		
処 理 場 数	12処理場 (上水流、安久、平田、麓、中原正近、下富吉、横手原中、桜木宝光、石山、竹脇、万ヶ塚、町倉処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	スケールメリットを活かした経費削減が見込める最適化事業として、農業集落排水事業上水流処理区を公共下水道事業高城処理区に統合する事業を実施中です。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料と従量使用料を設定し、上水道の使用水量で算定しています。 井戸水等の使用がある場合は、上水道の使用水量に1人につき1月3㎡を加算して算定、井戸水のみ の場合は、1人につき1月5㎡を加算して算定しています。1か月あたりの使用料単価は次のとおりで す。 【使用料体系】 基本使用料(税抜) 667円 従量使用料(税抜) 10㎡まで58円/㎡、10㎡を超え20㎡まで134円/㎡、20㎡を超え30㎡まで143円/㎡、30㎡を超え 50㎡まで148円/㎡、50㎡を超え100㎡まで153円/㎡、100㎡を超え500㎡まで158円/㎡、 500㎡を超え1000㎡まで162円/㎡、1000㎡を超える場合167円/㎡				
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系の概要・考え方と同じです。				
その他の使用料体系の概要・考え方	その他として公衆浴場用があり、従量使用料のみを設定し、上水道の使用水量で算定しています。 井戸水等の使用がある場合、井戸水のみの場合はメーターで計測した水量で算定し、上水道併用の 場合は、上水道の使用水量にメーターで計測した量を加算して算定します。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,845 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	3,063 円
	令和4年度	2,845 円		令和4年度	3,064 円
	令和5年度	2,845 円		令和5年度	3,076 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	4名(損益勘定職員:4名)
事 業 運 営 組 織	組織体制:2課3担当制(総務課:経営企画担当、下水道課:施設・排水担当) 職 種:事務吏員2名、技術吏員2名

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場等の運転管理業務、窓口受付・検針等の料金徴収業務について、包括的民間委託を導入しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表を別紙添付しています。

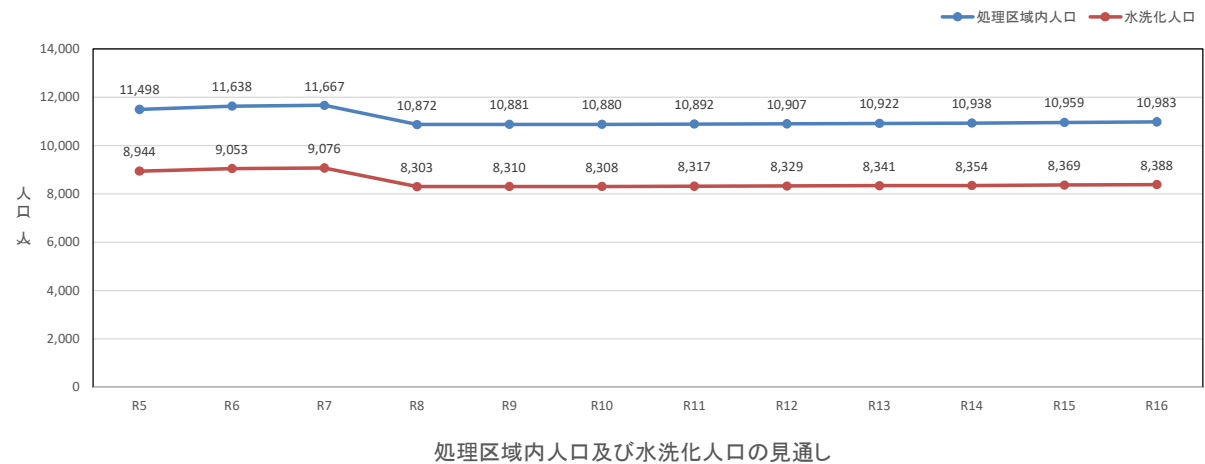
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

都城市人口ビジョンに示されている人口の将来推計に、接続勧奨等による普及率の増加、令和5年度より施策の中心に据えている人口減少対策の効果を加味し、処理区域内人口及び水洗化人口の将来予測を行いました。次の図のとおり計画期間を通じ、増加傾向で推移していくものと見込んでいます。令和8年度は農業集落排水事業上水流処理区を公共下水道事業高城処理区に統合するため処理区内人口及び水洗化人口の減少を見込んでいます。

【各種人口の推移】

R3	行政人口:158,405人	処理区内人口:11,690人	水洗化人口:8,918人(19人の増)
R4	行政人口:157,554人	処理区内人口:11,478人	水洗化人口:8,864人(54人の減)
R5	行政人口:159,474人	処理区内人口:11,498人	水洗化人口:8,944人(80人の増)

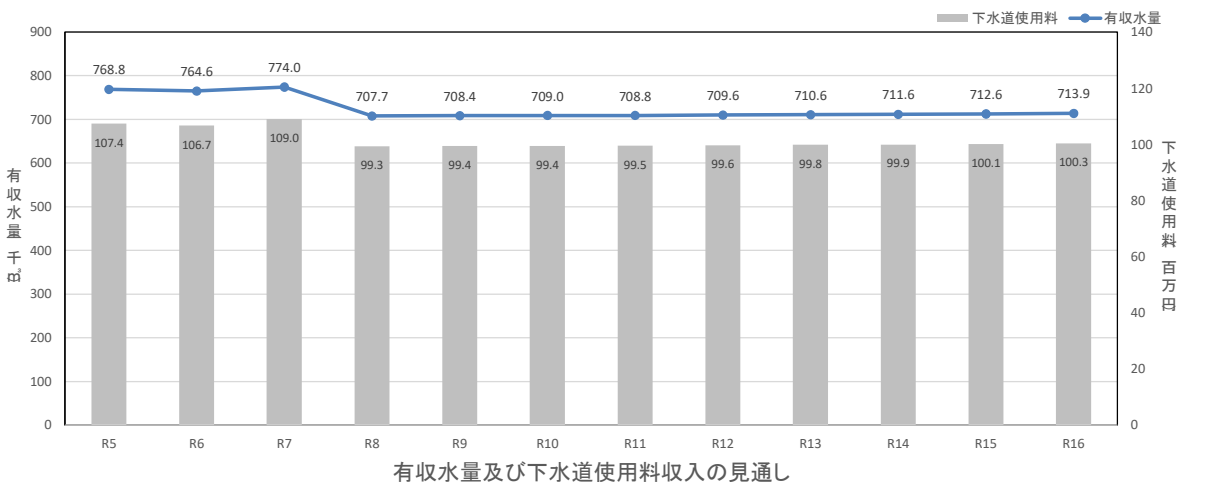


(2) 有収水量の予測

下水道使用料徴収の対象水量である有収水量については、生活様式の変化や節水型機器の普及などにより、1人当たりの使用量は減少傾向にあり、令和6年度まで減少すると推測しております。その後は水洗化人口の増加に伴い有収水量は増加すると見込んでいます。令和8年度は農業集落排水事業上水流処理区と公共下水道事業高城処理区が統合するため有収水量の減少を見込んでいます。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、直近の実績より算出した使用料単価に有収水量を乗じて算出しました。使用料収入は節水型機器の普及などにより、令和6年度まで減収すると見込んでいます。その後は水洗化人口の増加に伴い使用料収入は増収すると見込んでいます。令和8年度は農業集落排水事業上水流処理区と公共下水道事業高城処理区が統合するため使用料収入の減収を見込んでいます。今後、安定的に事業を継続していくためには、維持管理費の削減と併せて、使用料の見直しを定期的に検討する必要があるため、少なくとも5年に一度の頻度で使用料の改定の必要性に関する検証を行い経費回収率の向上に努めます。



(4) 施設の見通し

管渠施設

各処理区においては、耐用年数を超える管路施設はありません。しかし、耐震性能を有していない管路については、計画的に耐震化事業を実施する必要があります。

処理場施設

処理場においては、全ての処理場で供用開始から20年が経過し、機械・電気設備のなかには耐用年数を迎えているものもあります。今後、維持管理適正化計画に基づき、計画的な更新を行い適正な機能確保に努めます。また、更新事業と併せて、耐震化を図ることで安定的な機能確保に努めます。

【参考】主な下水道施設の耐用年数

土木・建築	年数	土木・建築	年数	電気・機械設備	年数
管理棟	50	マンホール	50	ポンプ設備	15
処理施設	50	柵	50	受変電設備	20
管渠	50			ケーブル・配管等	15

(5) 組織の見通し

本市下水道課は、平成29年度に農政部より農業集落排水事業を移管し、地方公営企業法の全部を適用した企業会計へ移行しました。併せて、土木部より公共下水道事業を水道局へ統合し、上下水道局として経営基盤の強化を図るとともに、適正な組織体制の構築を図りました。

業務の面では、管路施設、処理場施設の運転・維持管理や、窓口受付・検針等の料金収納業務について、包括的民間委託を導入し、業務の効率化や費用抑制に努めています。

また、業務の効率化等と並行して、事業の運用に必要な職員の知識やノウハウの継承を行っており、今後も引き続き、事業の安定継続に努めていきます。

3. 経営の基本方針

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の向上や農業用水域の水質保全を図るために、昭和60年度に事業を開始し、平成19年度に12処理区の全ての建設が完了しました。その後の経営を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、物価高騰、施設の維持管理や更新に係る費用の増加等により非常に厳しいものとなっています。今後は、安定したサービスの提供を行うため、次の3点を基本方針として取り組んでいきます。

- 農村地域における快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するために、各施設の保守点検等を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。
- 生活排水処理率の向上を目指し、農業集落排水の必要性を広く市民に啓発します。
- 適正な施設規模を検証し、施設の改修更新等に反映させ、経済性を高める施設整備を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

今後10年間の投資・財政計画を別紙添付しています。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づく改築更新の継続 施設の耐震化 一体的・効率的な事業運営を目指した施設の最適化
-----	---

最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づく改築更新の継続

農業集落排水事業は、平成19年度の建設完了後、事業の主体が、建設・整備から維持管理・更新へと移行しており、今後、多額の維持管理費や更新費用を要することが見込まれます。今後も、持続可能な農業集落排水事業の実現を目指して、現況施設の劣化等に応じて保全対策する場合の費用を算定する最適整備構想及び、維持管理の効率化・適正化に向けた省エネや新技術導入を検討した維持管理適正化計画を令和4年度に策定しました。

この、最適整備構想及び維持管理適正化計画を踏まえ、令和5年度に事業計画を策定、令和6年度のヒアリング期間を経て、令和7年度から機器更新工事等を実施する予定です。

施設の耐震化

各施設ごとの耐震診断を順次行い、耐震化工事の必要な個所について、改築更新工事と整合を図りながら施設の耐震化に努めます。

一体的・効率的な事業運営を目指した施設の最適化

本市の汚水処理は、公共下水道事業及び農業集落排水事業により行っていますが、費用対効果を検証し、下水道施設全体での処理機能の集約化及び最適化検討を進めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	資金の管理・調達 企業債残高の削減 水洗化率の向上
-----	---------------------------------

資金の管理・調達

本市では、これまで管理してきた処理場設備等の老朽化が進んでおり、農業集落排水施設の維持管理・改築更新に必要な経費の増加が予想されます。更新事業などの投資に要する経費のうち国県補助金や企業債などの財源が見込めるものについては、これを活用し、事業全体の資金管理に努めます。

企業債残高の削減

企業債の新規借入れを最小限に抑え、企業債残高の削減を図ります。

水洗化率の向上

農業集落排水経営において、使用料収入は大変重要な財源であり、経営を安定させるためには水洗化率を向上させる必要があります。そのために、戸別訪問や広報誌掲載などのPR活動を実施しながら農業集落排水への接続を啓発していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・ 支払利息に関する事項 支払利息は、企業債残高の減少とともに減少していきますが、更新事業等の増に伴う企業債借入の増加により、令和15年度以降増加に転じる見通しです。 ・ 減価償却費に関する事項 減価償却費は、令和8年度までは減少で推移しますが、更新工事の実施により令和9年度以降は増加で推移する見通しです。 ・ 維持管理費に関する事項 直近の費用を基に物価上昇による経費の増加を見込んでいます。 ・ 動力費に関する事項 動力費を含め処理場等の管理業務を包括的民間委託するなかで、電気料金の値上げを考慮し、年間3%程度の上昇を見込んでいます。 ・ 職員給与費に関する事項 人件費については、現状の水準としています。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業の上水流処理区を公共下水道事業の高城処理区に統合する予定であり、令和8年度供用開始を目指しています。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組みは特にありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	導入可能性や他市町村の活用状況の調査・分析を行い、本市で実施可能かどうか検討を進めます。
その他の取組	未反映の取組みは特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後は、一般会計からの繰入金を抑制させるため、まずは、維持管理費等の縮減を行い、少なくとも5年に一度の頻度で経費回収率の検証を行ったうえで、下水道使用料の改定の必要性について判断します。
資産活用による収入増加の取組について	未反映の取組みは特にありません。
その他の取組	未反映の取組みは特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている、管路施設、処理場及びポンプ場施設等の運転・維持管理や、窓口受付・検針等の料金収納業務の包括的民間委託を継続します。
職員給与費に関する事項	知識やノウハウ、技術力等を継承しながら、業務の見直しや外部委託の検討を行い、適正な人員の確保の上、給与費のさらなる削減に努めます。
動力費に関する事項	包括的民間委託の導入から民間活力の積極的な活用により、動力費の更なる削減に努めます。
薬品費に関する事項	包括的民間委託の導入から民間活力の積極的な活用により、薬品費の更なる削減に努めます。
修繕費に関する事項	計画的かつ予防保全的な維持管理を行い、修繕費の削減を目指します。
委託費に関する事項	包括的民間委託の導入から民間活力の積極的な活用により、委託費の更なる削減に努めます。
その他の取組	経費全般について、不要不急の見極めや安価調達、包括委託内容の見直しなど、経費回収率向上に向け、経費の削減に努めます。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略は、下水道事業を取り巻く環境を確認しながら、将来にわたり安定的な下水道事業を継続していくための投資・財政計画を中心とする中長期的な計画です。 本市では、下水道使用料の改定の必要性の検証を少なくとも5年に1度の頻度で実施する予定としていることから、経営戦略についてもこれらの検証と同じく同周期での見直しを実施していきます。 なお、実績との乖離が著しい場合や経営・財政状況が大幅に変更となった場合にも、見直しを行います。
---------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

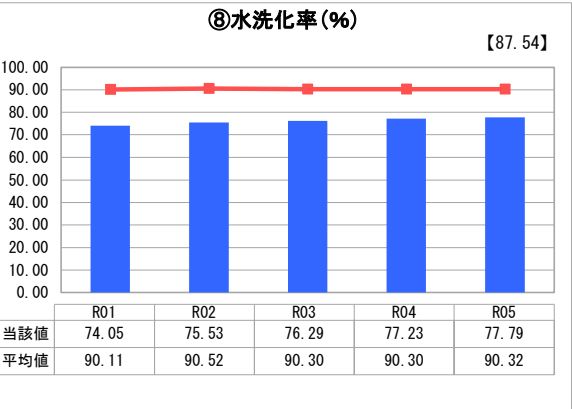
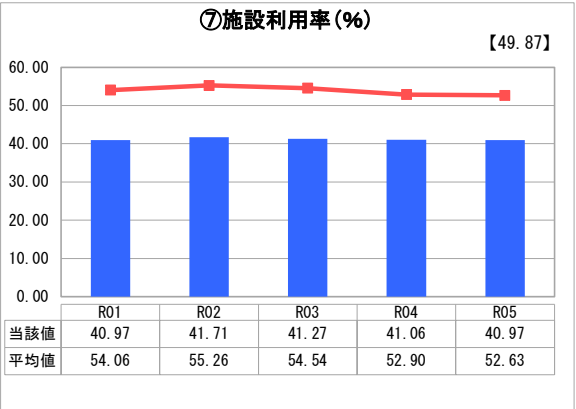
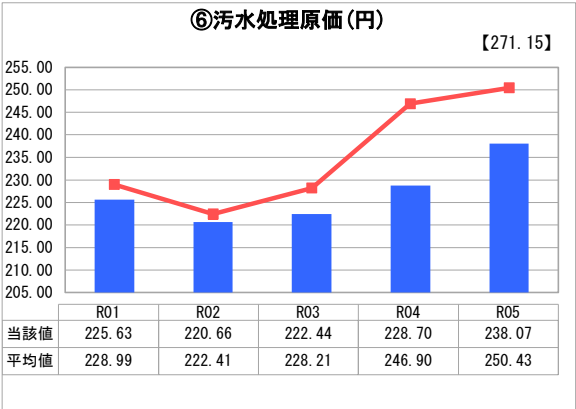
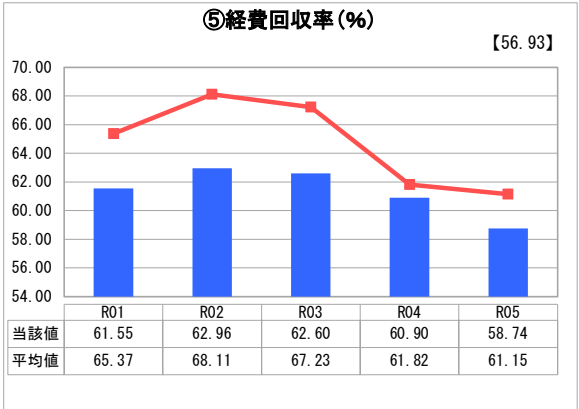
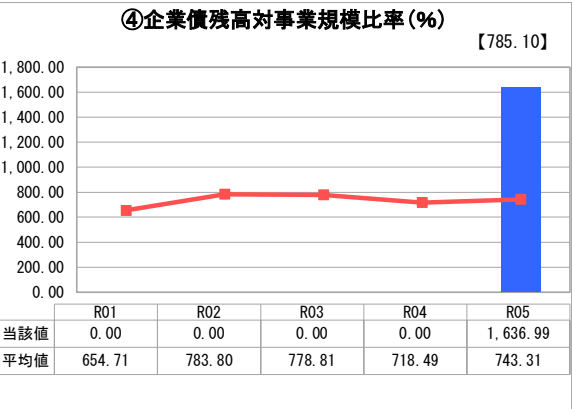
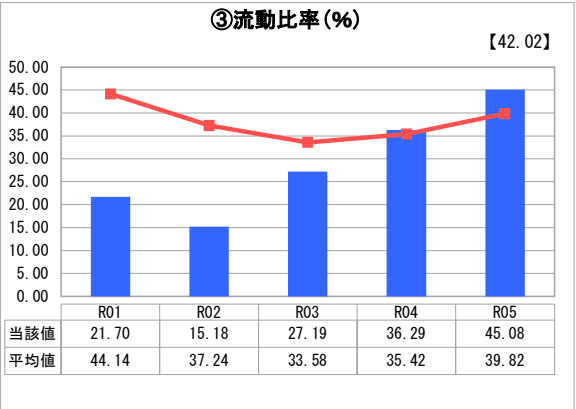
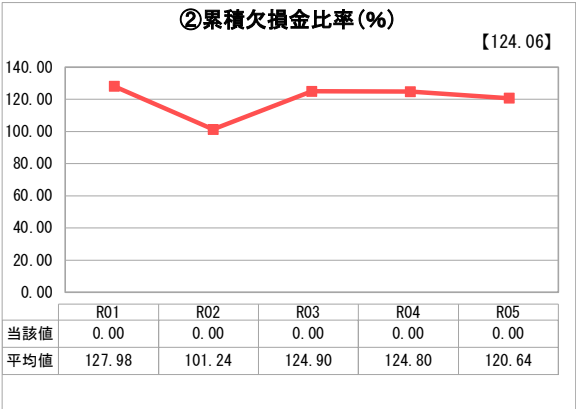
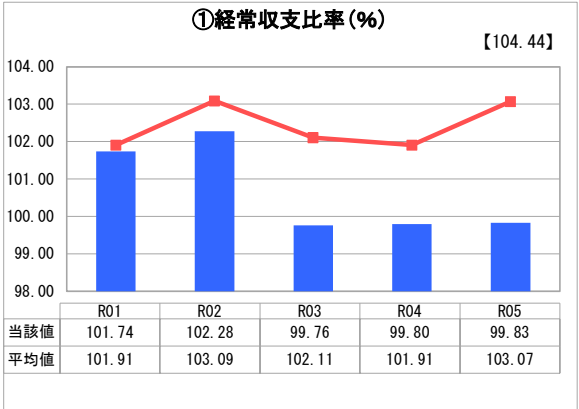
宮崎県 都城市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	73.93	7.08	94.80	2,845

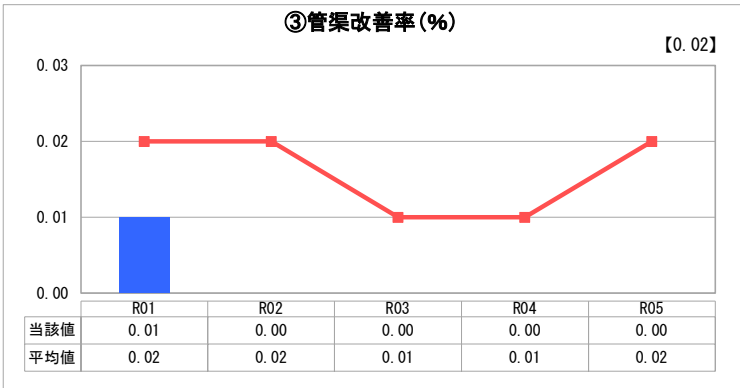
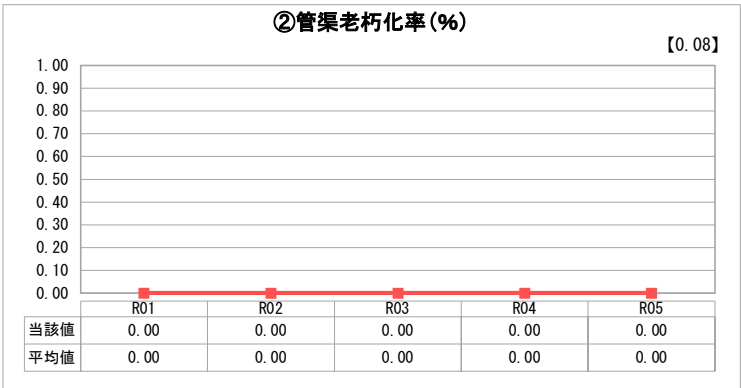
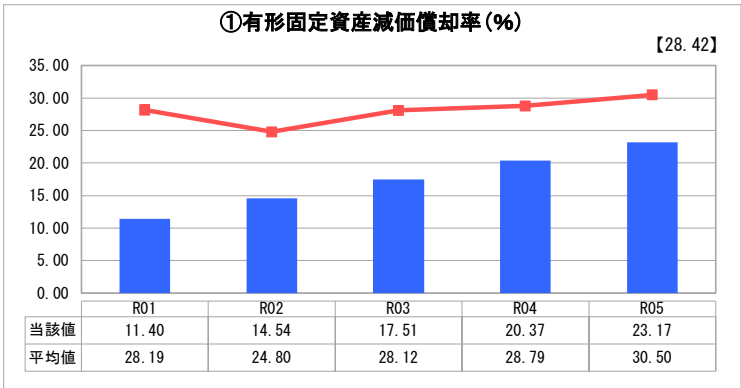
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
161,515	653.36	247.21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11,498	9.57	1,201.46

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常損益については、「経常収支比率」は100%未満となり、収支状況が赤字であることを示しています。なお、「累積欠損」は発生していません。

「流動比率」は類似団体平均値を上回り、「経費回収率」は類似団体平均値より低くなっています。「流動比率」及び「経費回収率」は100%未満となっていることから、農業集落排水への接続促進による下水道使用料の収益増加や汚水処理経費の削減により、資金確保を行う必要があります。

「汚水処理原価」については、類似団体平均値より低く抑えられていますが、今後は施設の維持管理や更新等に要する経費による上昇が予想されますので、最適整備構想に基づき、計画的に事業を進めていく必要があります。

「施設利用率」は類似団体平均値より低くなっています。主な要因は、施設の処理能力に対し、水洗化率と関連する処理水量が低いことによるものです。「水洗化率」は、昨年度より上昇していますが、類似団体平均値に対して低い状況にあります。これは、既存住宅の接続が進まないことが主な原因と考えられるため、住宅所有者等へ切替・接続を促す必要があります。

2. 老朽化の状況について

現在、法定耐用年数を経過した管渠はありませんが、今後発生が見込まれます。「管渠改善率」は類似団体平均値を下回っています。

今後は、最適整備構想に基づき、増加する老朽管渠の更新を計画的に実施する必要があります。

全体総括

各指標において類似団体平均値を上回る指標は少ない状況となっています。

水洗化率の向上を図ることによって下水道使用料収入を増やすとともに、更なる経費の削減により経常収支比率及び経費回収率の改善を行う必要があります。

また、老朽化した施設を計画的に補修・更新整備するため、最適整備構想に基づき、施設の長寿命化及び維持管理費の節減を押し進める必要があります。

現在の経営戦略は、平成28年度に策定し、令和3年度に改定を行いました。次期経営戦略については、物価等の情勢の変化や最適化構想に基づく事業等を反映させ、令和6年度末に改定を行う予定です。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

年 度				前々年度	前年度	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分				（ 決 算 ）	〔 決 算 〕 見 込											
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益	(A)	108,405	107,482	106,749	109,057	99,424	99,509	99,491	99,601	99,741	99,885	100,033	100,216	100,436
		(1) 料 金 収 入		108,301	107,374	106,650	108,955	99,322	99,407	99,389	99,499	99,639	99,783	99,931	100,114	100,334
		(2) 受 託 工 事 収 益	(B)													
		(3) そ の 他		104	108	99	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
		2. 営 業 外 収 益		449,566	419,674	393,138	385,584	382,596	380,051	383,075	405,343	409,432	414,187	441,179	446,434	452,218
		(1) 補 助 金		286,476	258,984	238,097	234,855	236,997	232,808	233,622	253,128	254,296	256,175	280,297	282,686	285,611
		他 会 計 補 助 金		241,476	247,484	238,097	234,855	236,997	232,808	233,622	253,128	254,296	256,175	280,297	282,686	285,611
		そ の 他 補 助 金		45,000	11,500											
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		163,076	160,684	155,037	150,723	145,592	147,237	149,448	152,208	155,130	158,006	160,876	163,742	166,601
		(3) そ の 他		14	6	4	6	7	6	5	7	6	6	6	6	6
		収 入 計	(C)	557,971	527,156	499,887	494,641	482,020	479,560	482,566	504,944	509,173	514,072	541,212	546,650	552,654
	支 出	1. 営 業 費 用		510,197	485,823	467,493	464,360	454,769	452,844	457,354	481,427	486,783	492,190	519,447	524,668	530,283
		(1) 職 員 給 与 費		25,766	23,439	25,362	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141	26,141
		基 本 給 付 費		14,239	12,953	14,016	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446	14,446
		退 職 給 付 費			1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163
		そ の 他		11,527	9,323	10,183	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532	10,532
		(2) 経 費		192,147	172,763	161,189	164,821	164,681	159,732	160,411	179,448	179,516	179,725	202,087	202,087	202,414
		動 力 費				3	3									
		修 繕 費		7,637	5,688	12,036	10,496	9,792	9,587	10,314	9,862	9,862	9,862	9,862	9,862	9,862
		材 料 費														
		委 託 料		178,804	164,707	142,669	142,591	142,386	137,544	137,928	157,119	157,119	157,426	179,808	179,808	180,115
		そ の 他		5,706	2,368	6,481	11,731	12,503	12,601	12,169	12,467	12,535	12,437	12,417	12,417	12,437
		(3) 減 価 償 却 費		292,284	289,621	280,942	273,398	263,947	266,971	270,802	275,838	281,126	286,324	291,219	296,440	301,728
		2. 営 業 外 費 用		48,899	42,257	32,576	30,182	27,569	26,861	25,334	23,712	22,545	22,040	21,935	22,143	22,534
		(1) 支 払 利 息		40,530	35,549	31,326	28,932	26,319	25,611	24,084	22,462	21,295	20,790	20,685	20,893	21,284
		(2) そ の 他		8,369	6,708	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
		支 出 計	(D)	559,096	528,080	500,069	494,542	482,338	479,705	482,688	505,139	509,328	514,230	541,382	546,811	552,817
		経 常 損 益	(C)-(D) (E)	△ 1,125	△ 924	△ 182	99	△ 318	△ 145	△ 122	△ 195	△ 155	△ 158	△ 170	△ 161	△ 163
特 別 利 益			(F)	1,132	940	318	2	420	247	223	297	256	259	271	262	264
特 別 損 失			(G)	7	16	136	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
特 別 損 益			(F)-(G) (H)	1,125	924	182	△ 99	319	146	122	196	155	158	170	161	163
当 年 度 純 利 益（又は純損失）(E)+(H)								1	1		1					
繰越利益剰余金又は累積欠損金				(I)												
流 動 資 産			(J)	118,708	146,354	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364	152,364
流 動 負 債			(K)	15,257	16,349	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883	10,883
		う ち 未 収 金		327,152	324,623	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268	310,268
		う ち 建 設 改 良 費 分		281,090	268,339	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975	258,975
		う ち 一 時 借 入 金														
		う ち 未 払 金		22,746	25,484	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640
累 積 欠 損 金 比 率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額				(L)	208,444	178,269	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904	157,904
営 業 収 益－受 託 工 事 収 益				(M)	108,405	107,482	106,749	109,057	99,424	99,509	99,491	99,601	99,741	99,885	100,033	100,436
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率（ $((L)/(M) \times 100)$ ）					192	166	148	145	159	159	159	159	158	158	158	157
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額				(N)	72,646	90,070	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071	101,071
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額				(O)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模				(P)	108,405	107,482	106,749	109,057	99,424	99,509	99,491	99,601	99,741	99,885	100,033	100,436
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率（ $((N)/(P) \times 100)$ ）					67	84	95	93	102	102	102	101	101	101	101	101

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円）

年 度 区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 決 見 込	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	177,000	178,900	184,500	212,000	174,100	145,600	107,700	84,700	85,450	84,150	84,150	84,150	84,150	
		うち資本費平準化債	160,100	151,900	142,600	136,100	89,700	59,000	26,800							
		2. 他 会 計 出 資 金	47,181	46,168	46,727	47,570	47,383	44,690	39,479	30,106	20,039	8,714	3,061			
		3. 他 会 計 補 助 金														
		4. 他 会 計 負 担 金														
		5. 他 会 計 借 入 金														
		6. 国(都道府県)補助金				75,240	93,000	103,000	92,000	98,000	96,500	96,500	96,500	96,500	96,500	
		7. 固定資産売却代金			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		8. 工 事 負 担 金	331	2,730	1,773	11,701	2,010	344	341	348	344	344	345	344	344	
		9. そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	計	(A)	224,512	227,798	233,002	346,513	316,495	293,636	239,522	213,156	202,335	189,710	184,058	180,996	180,996	
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額	(B)														
	純 計 (A)−(B)	(C)	224,512	227,798	233,002	346,513	316,495	293,636	239,522	213,156	202,335	189,710	184,058	180,996	180,996	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	17,546	29,814	44,635	168,324	183,145	193,676	177,417	186,463	187,467	184,817	184,817	184,817	184,817	
		うち 職 員 給 与 費			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
		2. 企 業 債 償 還 金	306,286	305,789	300,402	298,005	258,569	233,111	204,495	175,577	141,293	110,676	94,202	84,700	76,250	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
		5. そ の 他			1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
		計	(D)	323,832	335,603	346,287	467,579	442,964	428,037	383,162	363,290	330,010	296,743	280,269	270,767	262,317
		資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)−(C)	(E)	99,320	107,805	113,285	121,066	126,469	134,401	143,640	150,134	127,675	107,033	96,211	89,771	81,321
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	97,755	105,343	104,443	111,737	126,469	134,401	143,640	150,134	127,675	107,033	96,211	89,771	81,321		
	2. 利益剰余金処分別															
	3. 繰越工事資金															
	4. そ の 他	1,565	2,462	8,842	9,329											
	計	(F)	99,320	107,805	113,285	121,066	126,469	134,401	143,640	150,134	127,675	107,033	96,211	89,771	81,321	
補 填 財 源 不 足 額 (E)−(F)																
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																
企 業 債 残 高 (H)			2,174,127	2,047,238	1,931,336	1,845,331	1,748,908	1,650,882	1,545,088	1,446,672	1,384,985	1,354,127	1,340,723	1,337,460	1,343,223	

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 〕 見 込	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		241,476	247,484	238,097	234,855	236,997	232,808	233,622	253,128	254,296	256,175	280,297	282,686	285,611
	うち 基 準 内 繰 入 金	178,515	172,755	163,141	163,500	152,974	153,642	153,735	154,383	155,573	157,381	159,309	161,872	164,691
	うち 基 準 外 繰 入 金	62,961	74,729	74,956	71,355	84,023	79,166	79,887	98,745	98,723	98,794	120,988	120,814	120,920
資 本 的 収 支 分		47,181	46,168	46,727	47,570	47,383	44,690	39,479	30,106	20,039	8,714	3,061		
	うち 基 準 内 繰 入 金	47,181	46,168	46,727	47,570	47,383	44,690	39,479	30,106	20,039	8,714	3,061		
	うち 基 準 外 繰 入 金													
合 計		288,657	293,652	284,824	282,425	284,380	277,498	273,101	283,234	274,335	264,889	283,358	282,686	285,611